

年金広報

2014.9.15
September

Vol. 18
(通巻 663 号)

発行所 一般財団法人 年金住宅福祉協会
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-10-2
TEL. 03-3501-4761 FAX. 03-3502-0086
<http://kurassist.jp>
E-mail: info@kurassist.jp

[contents]

5

平成25年度「厚生年金・国民年金の収支決算の概要」を公表
平成26年8月8日、厚生労働省は平成25年度「厚生年金・国民年金の収支決算の概要」を公表した。

5 ~ 6

9月分より厚生年金保険料が0.354%引き上げに
厚生年金保険料の率が、平成26年9月分から0.354%引き上げられ17.474%、坑内員・船員は0.248%引き上げられ17.688%となる。

6

臨時福祉給付金加算措置対象者を見直し
厚生労働省は、平成26年8月7日付で臨時福祉給付金の加算措置対象者を見直し、同日より実施した。

FDによる届出
平成26年9月で受付を終了
フロッピーディスクにより健康保険・厚生年金保険適用関係の届出は、平成26年9月末をもって受付を終了する。

Topics

第52回 全国都市国民年金協議会総会及び研修会が帯広市で開催

第52回全国都市国民年金協議会（都市協）の総会及び研修会が8月29日、北海道帯広市で開催され、加盟811市区中129市区（158人）が参加した。午前中にはテーマ別に3つの分科会が設けられ、午後には総会、厚生労働省に対する国民年金制度改善についての要望書の提出のほか、山崎泰彦・神奈川県立保健福祉大学名誉教授による基調講演、各分科会からの報告をもとにしたパネルディスカッションが開催された。なお、来年の都市協総会及び研修会は富山市で開催される。



総会で要望書案を可決・提出

総会冒頭では、今年の都市協会長市である帯広市の米沢則寿市長が挨拶。「超高齢社会は各都市の共通課題。市民の声を反映するよう忌憚のない意見交換がなされ、国民年金制度のさらなる発展につな



がる実りある会になってほしい」と述べた。

その後、田村憲久厚生労働大臣（当時）の祝辞を「社会保障税一体改革等も踏まえて今後も年金関連制度の改正が検討されていくが、国民年金制度の安定運営のために国と市区町村の協力連携は不可欠」と樽見英樹・厚生労働省大臣官房年金管理審議官が代読。

また、日本年金機構の水島藤一郎理事長の祝辞を「国年保険料の納付率の目標達成、所得



情報の提供、残り2,000万件の未統合記録問題の解決、ねんきんネットの導入、国年適用関係届の電子媒体化等について市区町村の引き続きの協力が必要」と町田浩・日本年金機構国民年金部長が代読した。

最後に、国民年金制度改善についての要望書案が原案通り可決され、厚生労働大臣宛てに提出された。要望書の内容（要約）は以下の通り。

1 国民年金事務の一元化について

国民年金事務については、日本年金機構へ一元化を図ること。日本年金機構の出先窓口を市区町村の希望により設置できる対策についても並行して検討いただきたい。障害基礎年金の障害状況届を年金事務所で直接受け付けるなど、一元化に向けた段階的な事務の移管等についても検討いただきたい。

2 自治体の国民年金事務に要する費用について

国年事務の一元化や出先窓口の設置等が実現されるまでの

間、国年事務に要する経費全額を交付金により支給すること。また、交付金請求の事務を簡略化すること。

3 国民年金保険料の免除制度等について

免除制度等は簡潔でわかりやすい制度に改善すること。口座振替申出等について簡略化を検討すること。

4 東日本大震災の被災者の救済について

東日本大震災によって被害を受けた方に対しては、来年度以降も当分の間、保険料免除や還付の取扱いにおいて特例的な取扱いをすること。

基調講演「年金の財政検証と改革の課題」

基調講演では、「年金の財政検証と改革の課題」と題して山崎泰彦・神奈川県立保健福祉大



学名誉教授が講演。今年6月3日に社会保障審議会年金部会

がまとめた平成26年財政検証結果等を読み解きながら、今後の展望を掲げた。

山崎教授は、「財政検証結果が示した所得代替率の将来見通しのうち、所得代替率が最も高い51.0%のケースでも基礎年金額(新規裁定)は1人当たり4万5,000円で、将来は最大8割まで下がり3万6,000円になる。この額から介護保険料(2025年予想8,200円)と後期高齢者医療保険料(同6,500円)を支払い、さらに介護と医療の自己負担分を支払うと年金はなくなる」と、厳しい状況であることを踏まえる必要があると指摘。

その上で、「高齢になってもより長く働くことや、パート労働者にも時間に制約なく厚生年金の適用を増やすなど、複数の政策を組み合わせることで、変わらない基礎年金水準を維持できれば、ギリギリのセーフティネット機能は確保できるのではないかと。日本の人口構造からすると75歳を標準的な引退年齢に考え、高齢者も何らかの形で支える側に回るといふ社会づくりをいまから考えることが大切だ」と解決の道筋を提案した。

分科会および パネルディスカッション

午前中はA「資格適用・保険料グループ」、B「給付・年金制度全



般グループ」、C「情報連携・交付金グループ」の3分科会を開催。



午後は、各分科会のリーダーと、大西友弘・厚生労働省年金局事業管理課長、町田浩・日本年金機構国民年金部長が出席



してパネルディスカッション(司会：向山潔・札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課)が開催され、分科会で出た意見をもとに質疑応答が行われた。

してパネルディスカッション(司会：向山潔・札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課)が開催され、分科会で出た意見をもとに質疑応答が行われた。

A 資格適用・保険料グループ

リーダー：村里穂波・長崎市民生活部市民課国民年金係主事

テーマ1 個人番号導入後の事務処理の想定について

意見提案内容 個人番号(マイナンバー)の導入後、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携により、いくつかの事務改善が想定されると国は示しているが、自治体としては今後どのような事態を想定するかや疑問点を提示する。

村里 まず申請については、本人が個人番号カードを持参してこなかった場合や提示を拒否した場合、代理が申請に来た場合の対応はどうするのか。個人番号と基礎年金番号を併用することで、かえって混乱を招くのではないかと。従来の基礎年金番号で届出をするほうがよいのではないか等の意見が出た。個人番号で受付を行うことについて、様式の変更や年金手帳の取扱いの情報を早く提供してほしい。事務の効率化についても、省略化できる事務とできない事務の情報を早く整理・提供してほしい。最近、免除申請の未申告者に対する取扱いの通知が7月半ば過ぎに届き、当時は施行年月日が9月1日となっていて準備期間が短く、最も忙しい時期でもありどう対応すればよいかなった。たまたま施行がずれて10月1日になり少し助かったが、せっかくの良い制度改定も、通知から施行までに期間が短いと制度を熟知して市民に説明することができず、市民にとって不利益となる一との意見が出た。

大西 市民にとってメリットの

ある制度改定だから早く施行をと思ってのことだったが、拙速との指摘を受けて10月からとした。マイナンバーについては内閣官房、総務省、厚労省など各省が議論している部分ではあるが、皆様にとっては早く欲しい情報だと思うのでスピードアップして出していきたい。市民に出していただく書類の書式は、基本的にはマイナンバーを記載し、マイナンバーを持っていない人は基礎年金番号を書くというものにしようと考えている。昨年、国年関連の書類の様式をもっとわかりやすいものに見直し作業をしているところで、それとセットでマイナンバー導入後の様式も近々示せるかと思う。

町田 マイナンバーについては、国年業務においてどう使っていくかや、事務や市区町村とのやりとりがどう簡素化・効率化できるかを、機構本部でいまプロジェクトチームを設けて検討している。市区町村にも予算編成の問題があると思うので、厚労省とも相談し、機構としての事務の流れをできるだけ早く情報提供していきたい。

テーマ2 外国人に係る取扱いの明文化について

意見提案内容 平成24年7月9日に「住民基本台帳の一部を改正する法律」が施行され、外国人が同法の適用を受けることになった。それ以前は外国人登録証において入国日や住所の履歴が確認できていたが、同法適用後は入国後の情報を探るのが容易ではない。未加入だった者の資格取得届を受付ける際、入国日や住定日の確認ができない事態も発生している。自治体間で対応に相違があり、さらなる混乱も予想される。まずはこのような状況を知ってもらい、外国人に係る事務の取り扱いを明文化

するなど対策を講じてほしい。

村里 そもそも平成24年7月8日以前の外国人の入国者の取得日はいつになるのか。入国日か、それとも24年7月9日以降の住民となった日とするのか。この問題についての改善策を各市から出してもらった。まず全国共通のマニュアル等を作成し年金事務所の対応の差異をなくすこと。もしくは外国人の資格適用に関する件についてはすべて年金事務所で手続きをしてもらえないか。次に厚生年金の情報と住民票の住所をマッチングさせる方法はないのか。マッチングを行い、取得日を確認する方法があるのではないか。外国人については、在留資格に関係なく機構から通知を発行してもらってはどうか。事務処理に違いが生じることがないように、7月8日以前の資格者の取得日についてあらためて明確化してほしい。加入の意思のある外国人が容易に加入できるように、機構または市区町村が法務省と連携し当該外国人の入国日を把握できるシステム制度が構築されるとよい。年金加入を拒否する理由の1つに年金制度への理解不十分があると思われるので、年金制度の利点や免除制度について行政で周知徹底をする必要がある。市区町村が前住所地を調査する権限がないことから、この案件は市区町村がとりあえずわかる範囲で1号取得を行い、その後受付書類の回送などにより、年金事務所で調査を行って必要があれば受付日の訂正を行ってはどうか。そういう流れにすれば本人への不利益は最小限にとどめられるのではないか。なお今後については市区町村が法定日に1号取得を徹底させるべきである。これを徹底できれば今後は住民票の異動が正しく行われ、転入先の市区町村で悩むことは

なくなるのでは。外国人も日本人も出入国管理ができないだろう—等の意見が出た。

町田 住民票を異動し、以前の住所地がわからず、どこの時点で適用したらいいのかという課題があるのは承知している。まずは法律をしっかりと守ってもらうことが重要であり、そのなかで事務でギリギリ捕捉できる場所はどこなのかを点検する必要があると思う。24年7月に出した通知で捕捉できる場所は捕捉してほしいとお願いしているが、厚労省と協議して、今よりも明確な形になるように何らかの努力をしたい。機構のホームページ(HP)には外国語で適用・給付について説明したパンフレットを掲載しているが、わかりにくいという意見もあるので改善したい。

国給付・年金制度全般グループ

リーダー：山田久志・富山市福祉保健部保険年金課国民年金係長

テーマ1 所得制限を伴う制度の所得把握の簡便化

意見提案内容 各自治体が所管する所得情報は、国年保険料の免除申請等と無拠出障害基礎年金の所得状況届のほか、今後は年金生活者支援給付金で 사용되는予定だ。所得の申告は、実際は申告しなくても支障がない非課税所得者にとっても、税務署や各自治体の税務部局にとっても負担となっている。未申告の被保険者に対して自治体の年金担当職員が「所得調書」の様式で聞き取ることも、実態は申告と変わらない。非課税所得者に負担をかけずに所得審査を行えるよう、税法等に抵触しない範囲で簡便化を図ってほしい。

山田 当初は所得把握の簡素化が分科会のテーマだったが、申立書の施行でどういう弊害や事務の支障が出るのかに関心が高

く終始話し合われ、1つ問題となったのは「57万円以下」という申立書添付の基準について。税申告のあり方は各市区町村が税条例で規定しているため、実際には自治体により対応がまちまちだ。今後、年金制度のためだけに申立書を施行することで、本来の税の申告をしなければいけない人まで阻害するかもしれない法律はいかなるものか。申立書の施行については十分に問題点等を調整してほしいと意見があった。

大西 今回の免除手続き改正で税申告が不要になったのではないかという誤解は市民に与えてはならず、そういう注意書きはしている。窓口でも説明してほしい。税申告については各自治体内で連携をとり、税の申告が必要な人には申告を案内してほしい。今後実施してみて、改善すべきことは改善していく。

テーマ2 生計同一の申立書の改善

意見提案内容 生計同一関係にある別居の親族が未支給年金を請求する場合、生計同一の申立書を記入してもらおうが、そもそも生計同一の意味自体わからないというケースが多い。また、記入についても、例などを見て記入しやすいような様式の改善を希望する。

山田 分科会の提案事項として挙げた1つは、免除における申立書での所得判定は機構ですべて責任をもってほしいということ。もう1つ、無拠出の障害基礎年金の所得状況届に、今回の申立書の制度を生かすべきではないかという意見もあった。また、遺族年金・障害年金に代表される非課税年金の取り扱いについて、所得情報を機構のほうから市区町村に情報提供してくれると、これこそ簡素化につながるのではないかと、年金生活

者支援給付金制度にも反映されればなお効果が出るのではないかという意見もあった。また、20歳前の障害基礎年金についても施行されればよかったのではないかという意見が出た。

大西 申立書による所得の判定について市区町村が責任を負えないのはその通り。給付関係で20歳前の障害基礎年金や支援給付金などの所得制限にも今回の申立書を使えないかについては今後検討したい。ただ、いま重要だと考えているのは所得の低い人をどう免除につなげて救うかだ。免除と給付は違う。いまは給付で簡単に所得を認めることは適切ではないと思う。

町田 申立書は市区町村民税の申告書ではないと明確に書いている。また、簡素化に際して、偽って過少に申告した人は国民年金法等の罰則によって罰せられると確認するとともに、翌年度の継続免除などの際に未申告の所得情報があったと市区町村から機構に連絡が来れば、遡って再調査を行い、免除に該当しない人については免除を取り消すなどのフォローをする。

情報連携・交付金グループ

リーダー：古谷野雅司・川崎市健康福祉局地域福祉部保険年金課国民年金係長

テーマ 市区町村用事務処理マニュアルの作成について

意見提案内容 平成26年4月1日より年金機能強化法が施行され、2年前まで遡及して免除申請できるようになったが、市区町村では過去2年間の世帯変更を把握することは非常に難しい。申請者も世帯変更の有無や時期を正確に把握していないことが多い。遡及して免除申請を受け付ける場合、事務処理の手順について具体的なマニュアルを作成してほしい。

小谷野 免除事務においては、

市区町村で行う確認等の事務の範囲が明確でないこと、機構における事務についても統一化が図られていない部分があることによる返戻が多いようだ。また、障害基礎年金においては、さまざまなケースに対し、制度の複雑さに苦慮している実情がある。さらに、外国人の適用や、脱退一時金など、受付、進達から機構における処分までの事務の流れについて、市区町村が把握できていないことに起因する混乱も見受けられる。ついては、返戻の多い案件や、市区町村からの問い合わせ、疑義照会の多い案件、特に免除に関しては、機構との事務の線引き等をしたうえで、事例集（事例ごとの正しい取扱い）としてまとめ、機構で統一的なマニュアルとして整理・発出してもらいたい。

これにあたり、市区町村と事務センター（またはブロック本部）の間における疑義照会については、全国统一した様式により一定のルールの基に行われるものとする。機構はそれらの情報を吸い上げ、疑義照会の事例として随時更新してほしい。すでに公表されている事例については市区町村で調べ、余計な疑義照会はしないなどとする。

昨年度の都市協からの要望に対して、「事務処理マニュアルは開示・提供の要望のある市区町村に提供する」と回答があったが、事務の平準化を図るには、全国一律に提供されることが望ましい。ついては、機構における審査基準、チェックポイントについても、事例と併せてマニュアルの中に整理してほしい。

このほか、共済組合の人の離職に伴う配偶者の種別変更に際しては、資格喪失証明書の発行に時間がかかり、事務センターの記録データの反映が遅く苦慮

している。自治体によっては事務センターに確認している。この辺の取り扱いも教えてほしい。

大西 いま市区町村の業務支援ツール作成モデル事業というのを民間企業に委託して実施している。1つは業務支援ツールの作成事業。市区町村の窓口で使える応対ガイドや、必要書類リスト、チェックリストなど、免除や障害基礎年金の請求などいくつかのテーマについて使えるツールを作る。来年度以降、各市区町村に配布したい。また、市区町村職員向けに通信研修をやろうと、DVDやテキストなどを制度編・実務編と作る予定だ。動画やリーフレット、ポスターなど、市区町村窓口で国年の宣伝に使えるものも作る。

町田 脱退一時金など、あまり対応する機会がなく市区町村職員が迷うようなケースについては、見ればわかるチェックリストを提供する必要もあるだろう。昨年度の都市協会合でマニュアルを希望の人に提供すると言ったが、非常に分厚く、お客様に急に見せるには使い勝手が悪いので、ダイジェスト版として別途冊子で配っている。しかし、細かい部分で示したほうがよいものは示していきたい。遡及免除は、実際は想定以上の記入漏れや困難も出てきたので、来年の遡及免除までに厚労省とも相談して見える形にしたい。

古谷野 昨年の都市協での回答を受け、事務処理マニュアルの開示を年金事務所に求めたのに「本部の指示が定まっていないので出せない」と言われた自治体もあった。

町田 開示するよう各年金事務所に指示依頼を出したのが昨年12月だったのでタイムラグがあったと思う。すでに対応しているのでまた年金事務所に問い合わせしてほしい。

平成25年度「厚生年金・国民年金の収支決算の概要」を公表

厚生労働省は、平成26年 8 月 8 日、平成25年度「厚生年金・国民年金の収支決算の概要」を公表した。

厚生年金については、歳入が前年度より847億円、歳出が1,546億円の増加となった(表1)。歳入の増加要因は、保険料収入が保険料引き上げの影響等により8,923億円増加したことや、国庫負担分が基礎年金に要する費用の増加等により2,475億円増加したこと、年金積立金管理運用独立行政法人からの納付金が1兆3,435億円増加したことが挙げられる。

一方で、基礎年金交付金は前々年度の精算額(基礎年金拠出金の拠出不足分の調整)の影響等により6,502億円減少、年金積立金の受入は1兆7,015億円減少している。

歳出については、保険給付費が、1人当たりの給付の減少等により841億円減少している一方で、基礎年金拠出金が基礎年金に要する費用の増加等により2,304億円増加している。

国民年金については、歳入が前年度より2,458億円の減少、歳出が2,925億円の減少となっている(表2)。歳入の減少要因は、国庫負担が前々年度の精算額(国庫負担の受入超過分の調整)の影響などにより818億円減少したこと、基礎年金交付金が793億円減少していること、積立金からの受入が2,227億円減少していることが挙げられる。

一方で、年金積立金管理運用独立行政法人からの納付金は1,389億円増加している。

歳出については、国民年金給付費について旧国民年金による受給者の減少により1,179億円減少し、基礎年金拠出金が前々

表1 厚生年金 (年金特別会計厚生年金勘定)

	平成 24 年度	平成 25 年度	差
歳 入	39 兆 1,600 億円	39 兆 2,447 億円	847 億円
歳 出	38 兆 7,650 億円	38 兆 9,196 億円	1,546 億円
歳入歳出差	3,949 億円	3,250 億円	△ 698 億円

表2 国民年金 (年金特別会計国民年金勘定)

	平成 24 年度	平成 25 年度	差
歳 入	5 兆 2,220 億円	4 兆 9,762 億円	△ 2,458 億円
歳 出	5 兆 1,944 億円	4 兆 9,019 億円	△ 2,925 億円
歳入歳出差	275 億円	743 億円	467 億円

表3 決算結了後の積立金残高 (簿価ベース)

	平成 24 年度	平成 25 年度	増減
厚生年金	105 兆 0,354 億円	103 兆 1,737 億円	△ 1 兆 8,749 億円 (132 億円)
国民年金	7 兆 2,788 億円	7 兆 0,945 億円	△ 2,005 億円 (162 億円)
合 計	112 兆 3,143 億円	110 兆 2,682 億円	△ 2 兆 0,754 億円 (294 億円)

※増減は () の業務勘定剰余金の組入れ額

表4 決算結了後の積立金残高 (時価ベース)

	平成 24 年度	平成 25 年度	増減
厚生年金	117 兆 8,823 億円	123 兆 6,139 億円	5 兆 7,184 億円 (132 億円)
国民年金	8 兆 1,446 億円	8 兆 4,492 億円	2,884 億円 (162 億円)
合 計	126 兆 0,269 億円	132 兆 0,631 億円	6 兆 0,067 億円 (294 億円)

※増減は () の業務勘定剰余金の組入れ額

年度の基礎年金拠出金の拠出超過分の影響等により1,608億円減少している。

これにより、平成25年度の決算終了後の積立金残高は、簿価ベースで厚生年金が103兆1,737億円、国民年金が7兆945億円で、合計110兆2,682億円となった。合計額は平成24年度と比較して、2兆754億円のマイナスとなった(表3)。時価ベースでは厚生年金が123兆6,139億円、国民年金が8兆4,492億円で、合計132兆631億円となった。合計額は平

成24年度と比較して、6兆67億円のプラスとなった(表4)。

9月分より厚生年金保険料が0.354%引き上げに

厚生年金保険料の率が、平成26年 9 月分(同年10月納付分)から0.354%(坑内員・船員は0.248%)引き上げられる。一般の被保険者は、平成25年 9 月分から平成26年 8 月分までの17.120%が平成26年 9 月分から平成27年 8 月分までは17.474%

となる。坑内員・船員は17.440%が17.688%となる(表)。

また、厚生年金基金に加入している被保険者は、加入している基金ごとに定められている免除保険料率によって厚生年金保険料率が決定する(上記保険料率－免除保険料率)。免除保険料率は、平成25年9月分から平成26年8月分までの12.120%～14.720%が平成26年9月分から平成27年8月分までは12.474%～15.074%となる。坑内員・船員は12.440%～15.040%が12.688%～15.288%となる。

臨時福祉給付金 加算措置対象者を見直し

厚生労働省は、平成26年8月7日付で臨時福祉給付金(1人1万円)の加算措置対象者の見直しと同日からの実施を公表した。

これまで、5,000円の加算対象は「平成26年3月分の受給権があり、かつ同年4月の特例水準解消の影響を受ける者(同年4月分又は5月分の受給者に限る。)」とされていたが、見直しにより「平成26年4月の特例水準解消の影響を受ける者(同年4月分又は5月分の受給者に限る。)」となる。

FDによる届出 平成26年9月で受付を終了

フロッピーディスク(FD)による健康保険・厚生年金保険適用関係の届出は平成26年9月末をもって受付を終了する。

フロッピーディスクの国内メーカーでの生産、販売が終了し、処理装置の製造が縮小していることが背景にある。

表 厚生年金保険(一般被保険者)の保険料月額表

(単位:円)

等級	標準報酬月額	報酬月額(以上～未満)	保険料率 (平成26年9月分～平成27年8月分)	
			全額	事業主と折半した額
1	98,000	～101,000	17,124.52	8,562.26
2	104,000	101,000～107,000	18,172.96	9,086.48
3	110,000	107,000～114,000	19,221.40	9,610.70
4	118,000	114,000～122,000	20,619.32	10,309.66
5	126,000	122,000～130,000	22,017.24	11,008.62
6	134,000	130,000～138,000	23,415.16	11,707.58
7	142,000	138,000～146,000	24,813.08	12,406.54
8	150,000	146,000～155,000	26,211.00	13,105.50
9	160,000	155,000～165,000	27,958.40	13,979.20
10	170,000	165,000～175,000	29,705.80	14,852.90
11	180,000	175,000～185,000	31,453.20	15,726.60
12	190,000	185,000～195,000	33,200.60	16,600.30
13	200,000	195,000～210,000	34,948.00	17,474.00
14	220,000	210,000～230,000	38,442.80	19,221.40
15	240,000	230,000～250,000	41,937.60	20,968.80
16	260,000	250,000～270,000	45,432.40	22,716.20
17	280,000	270,000～290,000	48,927.20	24,463.60
18	300,000	290,000～310,000	52,422.00	26,211.00
19	320,000	310,000～330,000	55,916.80	27,958.40
20	340,000	330,000～350,000	59,411.60	29,705.80
21	360,000	350,000～370,000	62,906.40	31,453.20
22	380,000	370,000～395,000	66,401.20	33,200.60
23	410,000	395,000～425,000	71,643.40	35,821.70
24	440,000	425,000～455,000	76,885.60	38,442.80
25	470,000	455,000～485,000	82,127.80	41,063.90
26	500,000	485,000～515,000	87,370.00	43,685.00
27	530,000	515,000～545,000	92,612.20	46,306.10
28	560,000	545,000～575,000	97,854.40	48,927.20
29	590,000	575,000～605,000	103,096.60	51,548.30
30	620,000	605,000～	108,338.80	54,169.40

※事業主が給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数は50銭以下を切捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円とします(事業主と被保険者間の特約を除く)。

「ねんきんネット」 利用者数が300万件を突破

日本年金機構は、平成26年8月19日、「ねんきんネット」のユーザID発行件数がこの6月で300万件を突破したことを発表

した。

「ねんきんネット」は、平成23年2月からサービスを開始、平成24年7月にはユーザID発行件数が100万件を超え、平成25年7月には200万件を超え、着実に利用者数を伸ばしている。